

建設汚泥再生利用、適正処理推進報告書 国交省



国土交通省の「建設汚泥再生利用指針検討委員会」は、建設汚泥の再生利用、適正処理推進策についての報告書を平成18年3月27日にまとめました。

建設汚泥については、平成11年に「建設汚泥再生利用技術基準(案)」や「建設汚泥リサイクル指針」が策定されていますが、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊の再資源化率がほぼ100%なのに対し、建設汚泥の再資源化率は45%と低く、現在建設廃棄物全体の最終処分量の約4割を占めています。このため、産廃最終処分場の残余容量確保や不法投棄防止の観点から、建設汚泥の再生利用推進が求められています。

具体的な再生利用・適正処理推進策としては、

泥水や安定液を使用しない工法の採用

品質基準の策定

再生利用制度の手続き簡素化・明確化

公共工事での率先利用を可能とするルール策定

建設汚泥の処理・利用の流れの把握

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度を活用した適正処理体制の徹底

関係者の役割明確化と連携強化

などが掲げられています。

国土交通省はこの報告書を踏まえ、今後「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を策定し、建設汚泥の再生利用促進・適正処理推進に役立てる方針です。

当社では土壌汚染調査や建設発生土の分析について数多くの実績があります。お気軽にご相談下さい。

資料 2006年4月5日付 埼玉建設新聞

2006年3月27日付 EICネット

埼玉営業箇所 金子幸樹